

都留市教育振興基本計画の策定について

○根拠法令

教育基本法(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)

(教育振興基本計画)

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○参 考

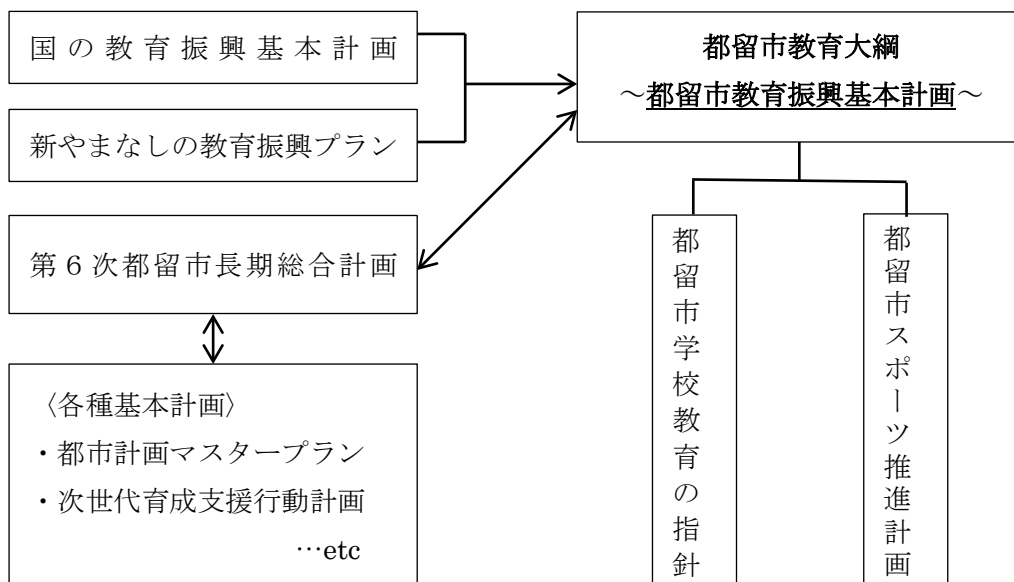
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正:平成 27 年 4 月 1 日施行)

(大綱の策定等)

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

○都留市教育振興基本計画の位置づけ(イメージ)



○策定までのスケジュール

策定作業	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会の設置			→				
設置要綱整備		●					
教委からの諮問			●				
基本計画の審議			●	→			●
パブリックコメント						●	
策定委員会からの答申							●
基本計画の策定							●

○策定委員会の審議内容

回数	開催日	審議内容
第1回	令和元年11月	○諮問の趣旨及び計画の位置づけについて ○今後のスケジュールと審議手順について ○教育を取り巻く社会状況について ○本市の教育の現状と課題について
第2回	令和2年1月	○本市教育が目指すべき方向について ○施策の具体的方向について
第3回	令和2年2月	○中間とりまとめ(案)について
第4回	令和2年3月	○答申